

議案第 3 号

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)
の一部を次のように改正する。

別表第1小中学校適正規模・適正配置審議会の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 3 号 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会から答申が行われたことにより、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例が失効したため、同審議会の報酬に係る規定を削除する改正を行うものです。